

● キャベツ

1. 大 小 基 準

(1) 春キャベツ

等級	階級	箱詰定数	1個重量
A	3L	6	1.5kg以上
	2L	8	1.3kg～1.5kg
	L	10	1.1kg～1.3kg
	M	12	0.8kg～1.1kg
	S	14	0.7kg～0.8kg

(2) 夏秋・冬キャベツ

等級	階級	箱詰定数	1個重量
A	3L	4・5	2kg以上
	2L	6	1.5kg～2.0kg
	L	7・8	1.3kg～1.5kg
	M	9・10・11	1.1kg～1.3kg
	S	12～14	0.7kg～1.1kg

(3) 丸玉キャベツ (グリーンボール)

等級	階級	箱詰定数	1個重量
A	3L	7以内	1.5kg以上
	2L	8	1.3kg～1.5kg
	L	9	1.0kg～1.3kg
	M	11	0.7kg～1.0kg
	S	13以上	0.7kg以内

2. 品 位 基 準

A

- | |
|--|
| ①品種固有の形状を有し、色沢良好なもの。
②適度に結球し、裂球していないもの。
③抽苔していないもの。
④病虫害、傷害、腐敗、変質等がないもの。
⑤老化現象をおこしていないもの。
⑥茎の切除が適切であること。
⑦清浄であるもの。 |
|--|

3. 量 目 基 準

- ・箱詰定数。

ただし、1包装単位の量目は、市場での販売時において10kgを標準とする。

4. 出 荷 容 器

出荷容器はダンボール箱とする。

● はくさい

1. 大小基準

等級	階級	1個重量	1箱の個数
			15kg
A	3L	3.8kg以上	4
	2L	3.0kg～3.8kg	5
・	L	2.5kg～3.0kg	6
B	M	2.0kg～2.5kg	7
	S	1.5kg～2.0kg	9～10

2. 品位基準

A	B
①品質固有の色沢形状を有するもの。 ②適度に結球し裂球のないもの。 ③萎凋の徴候のないもの。 ④腐敗・変質又は抽苔していないもの。 ⑤病害、虫害及び傷害のないこと。 ⑥根部の切除が適切であるもの。 ⑦清浄であるもの。 ⑧外葉の除去が適切であること。	①Aに次ぐもの。

3. 量目基準

1包装単位の量目は、市場での販売時において10kg、15kgを標準とする。

4. 出荷容器

出荷容器はダンボール箱・ポリエチレン袋とする。

● ほうれんそう

1. 大小基準

等級	階級	草丈
A ・ B	3L	35cm～40cm
	2L	30cm～35cm
	L	25cm～30cm
	M	20cm～25cm

- 調整
- ・小袋詰め又はテープで結束する。
 - ・根は株元から1cm以内で切断する。

2. 品位基準

A	B
①品種固有の形状を有し、色沢良好なもの。 ②腐敗、変質又は抽苔していないもの。 ③病虫害又は傷害のないもの。 ④根部の切除が適切であること。 ⑤清浄であるもの。	①Aに次ぐ品質のもので、病虫害等の被害が目立たないもの。

3. 量目基準

- ・1袋又は1束の重量は200gとする。
- ・1包装単位の量目は、市場での販売時において
{ 4kg [200g × 20袋 (束)]
{ 6kg [200g × 30袋 (束)] } を標準とする。

4. 出荷容器

出荷容器はダンボール箱・発泡スチロール箱とする。

● 青ねぎ

1. 大小基準

等級	階級	草丈	1束(100g)の本数
A ・ B	2L	65cm～70cm	5～7
	L	55cm～65cm	8～10
	M	45cm～55cm	11～15
	S	40cm～45cm	17～19

2. 品位基準

A	B
①品種固有の形状を有し、色沢良好なもの。 ②病虫害及び傷害のないもの。 ③抽苔及び萎凋のないもの。 ④粗皮を除去し、太さ長さがそろっているもの。 ⑤腐敗、変質していないこと。 ⑥土砂などの異物が異常に付着していないこと。	①Aに次ぐもの。

3. 量目基準

- ・ 1束の重量は100gとする。
- ・ 1包装単位の量目は、市場での販売時において3kg(100g束×30入)を標準とする。

4. 出荷容器

出荷容器はダンボール箱・発泡スチロール箱とする。

● 白ねぎ

1. 大小基準

等級	階級	茎の直径	1束の本数
			300g
A	3L	2.5cm以上	バラ
	2L	2cm～2.5cm	2
・	L	1.6cm～2cm	3
B	M	1.3cm～1.6cm	4
	S	1.3cm未満	5～7

- 調整
- ・草丈は58cm以上とする。
 - ・軟白部の長さは春夏25cm以上、秋冬30cm以上とする。
(但しB・2L～B・SはAより5cm短いものとする)
 - ・葉枚数は2～4枚とする。
 - ・曲がり、A等級で2cm以内、B等級で3cm以内とする。

2. 品位基準

A	B
①品種固有の形状を有し、色沢良好なもの。 ②病虫害、傷害、腐敗等のないもの。 ③抽苔及び萎凋のないもの。 ④曲り、偏平でないもの。 ⑤土砂などの異物が異常に付着していないこと。	①Aに次ぐもの。

3. 量目基準

- ・1束の重量は300gとする。
- ・1包装単位の量目は、市場での販売時において3kg、4.5kg、5kgとする。

4. 出荷容器

出荷容器はダンボール箱とする。

● わ け ぎ

1. 大 小 基 準

等級	階級	草 丈
A ・ B	2L	60cm～65cm
	L	45cm～60cm
	M	35cm～45cm

小 袋 包 装

等級	階級	草 丈
A	L	45cm～58cm
	M	35cm～45cm

2. 品 位 基 準

A	B
①品種固有の形状を有し、色沢良好のもの。 ②病虫害及び傷害の無いもの。 ③葉先の赤変及び斑点のないもの。 ④ラッキョが小さく、太さ長さがそろっているもの。	①Aに次ぐもの。

3. 量 目 基 準

- 1 包装単位の量目は、市場での販売時において

$\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ kg (100 g} \times 20 \text{束)} \\ 3 \text{ kg (150 g} \times 20 \text{束)} \\ \text{小袋} 2.4 \text{kg (80 g} \times 30 \text{袋)} \\ \text{小袋} 3 \text{ kg (100 g} \times 30 \text{袋)} \end{array} \right\}$ を標準とする。

4. 出 荷 容 器

出荷容器はダンボール箱・発泡スチロール箱とする。